



茨城県報

第 595 号

令和 7 年 (2025年) 3 月 17 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

●児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（青少年家庭課）…………… 1

（公 安 委 員 会）

●茨城県警察組織規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

●知事指定薬物の指定の失効（薬務課）…………… 4

●道路の供用の開始（道路維持課）…………… 4

●茨城県港湾施設管理条例に基づく大洗海浜公園の駐車場の利用料金を徴収する期間及び時間（港湾課） 5

●事業計画の変更の認可（3 件）（下水道課）…………… 5

公 告

●開発行為の工事完了（4 件）（建築指導課）…………… 6

●建築基準法による道路の指定の廃止（2 件）（建築指導課）…………… 7

（病 院 局）

●落札者等の公示…………… 8

（教 育 委 員 会）

●落札者等の公示…………… 8

訓 令

（県 議 会）

●茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令…………… 9

規 則

茨城県規則第13号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和23年茨城県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 5 項を削り、同表備考第 6 項中「平成18年10月 1 日以降において」を削り、「第24条の 2 の」を「第21条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費又は法第24条の 2 第 1 項に規定する」に、「指定障害児入所施設等に入所している」を「法第21条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費又は法第24条の 2 第 1 項に規定する障害児入所給

付費を支給されている」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第 1 条第 2 号に規定する日前の法に基づく平成19年12月18日付け厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官」を「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（令和 5 年 6 月 30 日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）等」に、「第24条の 7」を「第24条の 7 第 1 項」に、「第24条の20に規定する障害児施設医療」を「第21条の 5 の29第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20第 1 項に規定する障害児入所医療」に、「指定障害児入所施設等の」を「その月の」に改め、同項を同表備考第 5 項とし、同表備考第 7 項を同表備考第 6 項とし、同表備考第 8 項を同表備考第 7 項とし、同表備考第 9 項を同表備考第 8 項とし、同表の（注）第 2 号中「404,000円」を「488,000円」に改める。

別表第 3 備考第 7 項中「その者の前年の所得」の次に「（同項第13号に規定する所得金額の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年の所得とする。以下この表において同じ。）」を加え、同項第 1 号中「基礎控除額以下である子」を「所得税法（昭和40年法律第33号）第86条第 1 項の規定により控除される額（以下この表において「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下この表において同じ。）」に改める。

様式第12号中

	氏 名	性別	生年月日	職業	健康状態	備考
	個人番号					
里親希望者及び その同居人						

を

	氏名	個人番号	性別	生年月日	職業	健康状態	備考
里親希望者及び その同居人							

に

改め、同様式備考第 7 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「所得証明書」を「源泉徴収票の写し又は所得証明書」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

様式第12号の 3 中

登録を受けている 里親の種類	養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

を

登録を受けている 里 親 の 種 類	養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親	
登 録 番 号		
変 更 の 内 容	変更前	変更後
変 更 の 理 由		

に

改める。

様式第12号の5備考第4項第1号から第4号までを削り、同項第5号中「所得証明書」を「源泉徴収票の写し又は所得証明書」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第6号を第2号とし、第7号から第9号までを4号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。



(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第3号

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月17日

茨城県公安委員会委員長 藤 川 雅 海

茨城県警察組織規則の一部を改正する規則

茨城県警察組織規則（平成21年茨城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「第3号及び第4号」を「次号から第4号まで」に改める。

第17条中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(9) 茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年茨城県条例第70号）の施行に関すること。

第18条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第26条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 犯罪の被害者等の再被害防止に関すること（組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。）。

第39条第1項第2号中「運転免許証」を「運転免許」に改める。

第72条第3項第4号中「第6号まで」を「第5号まで及び第26条第4号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月28日から施行する。

告 示

茨城県告示第310号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月17日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類
- (3) 5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和7年3月15日

茨城県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和7年3月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月17日

茨城県知事 大井川 和彦

1 路 線 名 県道 錫高野石塚線

2 供用開始の区間 東茨城郡城里町大字錫高野字樋渡2335番5地先から 東茨城郡城里町大字錫高野字久保田2213番3地先まで

3 供用開始の期日 令和7年3月18日

茨城県告示第312号

茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第 3 号）第18条の 7 の規定により、茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設のうち、大洗海浜公園の駐車場の利用に関し、利用料金を納付しなければならない期間及び時間を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 期間

- (1) 令和 7 年 4 月 26 日（土）から令和 7 年 5 月 6 日（火）までの11日間
- (2) 令和 7 年 7 月 19 日（土）から令和 7 年 8 月 17 日（日）までの30日間
- (3) 令和 7 年 9 月 27 日（土）
- (4) (1)から(3)に定める期間のほか、令和 7 年 4 月から10月、令和 8 年 3 月の土日祝日の58日間

2 時間

午前 7 時から午後 3 時まで

~~~~~

## 茨城県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

## 1 施行者の名称

神栖市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業 神栖市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和52年 3 月 10 日から

令和14年 3 月 31 日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

茨城県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 施行者の名称

利根町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業 利根町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和51年 2 月 19 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 施行者の名称
龍ヶ崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業 龍ヶ崎市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和50年12月20日から
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字荒川本郷字シク1991番 6、1992番10、1993番 1、同番 2、同番 6

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

阿見町長 千 葉 繁

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字北古辺1855番 7

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町荒川本郷938番地

株式会社横田ハウス

代表取締役 横 田 和 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市半谷字柿木224番、225番、字並木285番、字兎田211番 1、1252番 1、1253番 1、1254番 1、1262番、1263番、1264番、1265番 1、1313番、1314番、1315番、1316番、1317番、1318番、1319番

2 事業主の住所及び氏名

下妻市平沼274番地の 1

株式会社関商運輸

代表取締役 関 庫 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡五霞町大字元栗橋字八島低6209番 1

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県久喜市吉羽 3 丁目 15 番地 1 メゾンドジュネスⅡ201号

門 馬 海 斗

●建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 廃止する道路の種類 第42条第 2 項の規定による指定に係る道路

2 指定廃止の年月日 令和 7 年 3 月 7 日

3 廃止する指定道路の位置 旧桜川市道W2590号線の一部（桜川市長方地内）

4 廃止する指定道路の延長及び幅員

延長 274.43メートル

幅員 2.6～2.95メートル

●建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 廃止する道路の種類 第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 2 指定廃止の年月日 令和 7 年 3 月 7 日
- 3 廃止する指定道路の位置 旧桜川市道W2579号線の全部（桜川市長方地内）
- 4 廃止する指定道路の延長及び幅員
延長 250.86メートル
幅員 3.33～3.66メートル

~~~~~  
(病 院 局)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝 文

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第22号）第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第98号）第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①茨城県立中央病院他 1 病院で使用する電気15,198,995キロワット時の供給 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立こころの医療センター 茨城県笠間市旭町654 ③令和 7 年 2 月 19 日 ④ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦 千葉県柏市若柴178番地 4 ⑤312,872,557円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）  
⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年12月12日 ⑧最低価格

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 3 月 17 日

ミュージアムパーク茨城県自然博物館長 横 山 一 己

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
ミュージアムパーク茨城県自然博物館で使用する電気の供給
予定使用数量 2,463,000キロワット時
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ミュージアムパーク茨城県自然博物館 茨城県坂東市大崎700番地

- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 2 月 7 日（金）

- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号

- (5) 落札金額又は随意契約にかかる契約金額

52,955,367円

- (6) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第98号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の告示を行った日

令和 6 年12月26日（木）

訓 令

（ 県 議 会 ）

茨城県議会訓令第 1 号

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 17 日

茨城県議会議長 西 野 一

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年茨城県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 4 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第 2 号中「保有個人情報」の次に「（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」を加える。

第 8 条第 8 項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第 1 号及び様式第11号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第16号中「の特定」を「を特定」に改める。

様式第 17 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されている書類は、この訓令による改正後の茨城県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定により提出されたものとみなす。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1（代）